

会 議 録

会 議 の 名 称	白岡市自治基本条例市民推進会議（第25回）
開 催 日	平成25年10月29日（火）
開 催 時 間	午後7時00分 から 午後7時30分 まで
開 催 場 所	はびすしらおか 会議室1
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	<p>会 長 齋藤 信治 副会長 神田 芳晃 委 員 内山 欣春 委 員 本田 尚子 委 員 宮崎 博 委 員 矢島 静江 委 員 山口 孝雄 委 員 渡部 勲</p> <p style="text-align: right;">計 8 人</p>
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	<p>委 員 大八木健夫 委 員 柴山 利幸 委 員 清水 律子 委 員 柳 祐作</p> <p style="text-align: right;">計 4 人</p>
説明員の職・氏名	主 査 千葉 智則
事務局職員の職・氏名	<p>市民協働課 課 長 鬼久保 晃一 主 幹 大久保 栄 主 査 千葉 智則</p>
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会 議 次 第	別添のとおり
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第25回白岡市自治基本条例市民推進会議プログラム ・ (仮称) 白岡市市民参画条例骨子（たたき台）再修正案 【事前配布資料】 ・ 白岡市住民投票条例 【資料番号1】 ・ 白岡市住民投票条例施行規則 【資料番号2】 ・ 第24回会議録 【資料番号3】

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
鬼久保課長	1 開会 開会を宣する。
齋藤会長	2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。
	3 議題 (当会議設置要綱第5条第2項により、会長が議長を務める。)
事務局（千葉）	(1) 市民参画条例の骨子（素案）の決定について 事前資料に基づき、骨子のたたき台（修正案）の内容について説明を行った。
齋藤会長	事務局からの説明が終了した。骨子のたたき台の内容については、前回、前々回の会議において、皆さんにたくさんの議論をしていただいた。また、9月末までを期限として、意見があれば事務局に出してほしいとのお願いをしてあったが意見の提出はなかった。このようなことから、今回の会議では修正箇所の内容及び表現についてのみ検討することとなるのでよろしくお願ひしたい。 それでは、皆さんから御意見等があればお願ひしたい。 (意見なし)
齋藤会長	特に意見は無いようなので、市民参画条例の骨子素案はこの内容で決定するものとする。
事務局（千葉）	(2) その他 事務局から、市民参画条例の骨子素案を基にした条例策定までのスケジュール及び住民投票条例の公布・施行について説明を行った。
A委員	住民投票条例について、議会から意見・質問等があれば教えてほしい。

事務局（千葉）	<p>「住民投票が不成立の場合でも開票することとなっているが、その開票結果は周知するのか。」という質問があり、ホームページや広報などで周知する旨を回答した。</p>
B委員	<p>住民投票条例第5条第2項による住民投票に付そうとする事項を却下した場合の情報の公開については規定しているか。</p>
事務局（千葉）	<p>住民投票条例施行規則第5条に規定している。</p>
齋藤会長	<p>その他について、委員から何かあるか。</p>
A委員	<p>事務局には、市民参画条例の制定手続きに当たり、「市民参画条例の実現に向けた提言書」の精神を踏まえて検討していただき、議会等へも十分に説明していただきたい。</p> <p>また、提案となるが、住民協働を推進するため、市民が行政と協働して活動しているということを実感できるような施策を実施してほしい。具体的には、市民が市と協働で行う活動を掘り起こし「市民協働事業」等としてPRしたらよいのではないかと考えている。そのような施策が行われれば、市民が行政との協働による活動を行う動機付けになるのではないか。</p>
事務局（千葉）	<p>提言書を踏まえた市民参画条例の検討については、提言書や骨子の素案のとおり条例化することは約束できないが、議会や自治基本条例庁内推進会議などに提言書の内容や皆さんの意見をしっかりと御説明させていただく。</p> <p>また、市民による協働事業のPRについては、事務局としても住民協働を推進していく上で重要なことだと考えるので検討していきたい。</p>
齋藤会長	<p>協働事業のPRに関する施策を検討する際には、我々に意見を聞いてもらえれば協力する。</p> <p>4 事務連絡</p>

